

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第63号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
1	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）	
	[略]	[略]	
	21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(29) [略] (30) 法第27条第3項の行政機関の長からの通知の受理 (31) 法第27条第4項の行政機関の長に対する措置の要請 (32) 法第27条第5項の行政機関の長からの通知の受理 (33) 法第27条第6項の行政機関の長との協議 (34) [略]	[略]	21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(29) [略] (30) 法第27条第2項の行政機関の長からの通知の受理 (31) 法第27条第3項の行政機関の長に対する措置の要請 (32) 法第27条第4項の行政機関の長からの通知の受理 (33) 法第27条第5項の行政機関の長との協議 (34) [略]
[略]	[略]		
	23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(26) [略] (27) 法第23条第3項の行政機関の長からの通知の受	[略]	23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(26) [略] (27) 法第23条第2項の行政機関の長からの通知の受

	<p>理</p> <p>(28) 法第23条第4項の行政機関の長に対する措置の要請</p> <p>(29) 法第23条第5項の行政機関の長からの通知の受理</p> <p>(30) 法第23条第6項の行政機関の長との協議</p> <p>(31)・(32) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>理</p> <p>(28) 法第23条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</p> <p>(29) 法第23条第4項の行政機関の長からの通知の受理</p> <p>(30) 法第23条第5項の行政機関の長との協議</p> <p>(31)・(32) [略]</p> <p>[略]</p>
2	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) 法第18条の18の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令</p> <p>(29)～(34) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p>(28) 法第18条の19の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令</p> <p>(29)～(34) [略]</p> <p>[略]</p>
3	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 法第10条第1項ただし書の一般旅券の記載事項</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

<p style="text-align: center;"><u>の訂正の申請の受理</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）の施行の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日から、表3の項の改正部分及び次項の規定は旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。
- 2 旅券法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項ただし書の申請に係る一般旅券の交付に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の6の12の項に規定する市町村が処理することとする。